

寄付金控除のご案内

柔道教育ソリダリティーは、2009年5月1日付けで国税庁より認定NPO法人の認定を受けました。それにより、2009年5月1日～2014年4月30日(5年間)の個人・法人からの寄付金、さらに相続財産の寄付が税制上の優遇特典を受けられます。

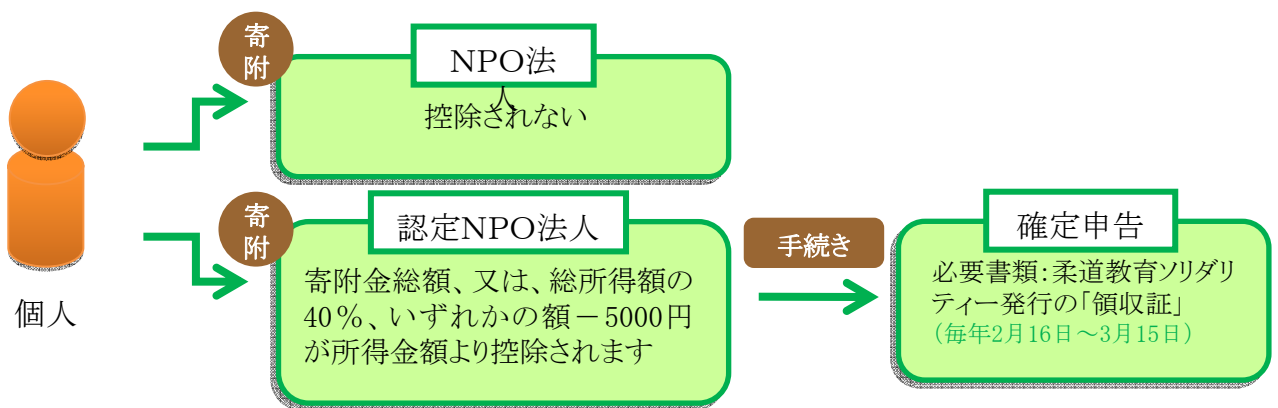
個人からの寄付について

NPO法人柔道教育ソリダリティーに対する寄付金(会費は除く・事業に関連する)は、特定寄付金となります。特定寄付金には、指定寄付金、特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人などに対する寄付金などがありますが、これらの特定寄付金の年間合計額と総所得などの合計額の40%相当額のいずれか少ない額から5千円を控除した金額が、寄付控除なる金額です。

控除申請の手続き

優遇措置を受けるためには、確定申告書に所要事項を記載の上、柔道教育ソリダリティーが発行した「領収証」を添付または提示して所轄税務署に提出する必要があります。

(通常の確定申告時期は、毎年2月16日～3月15日です)

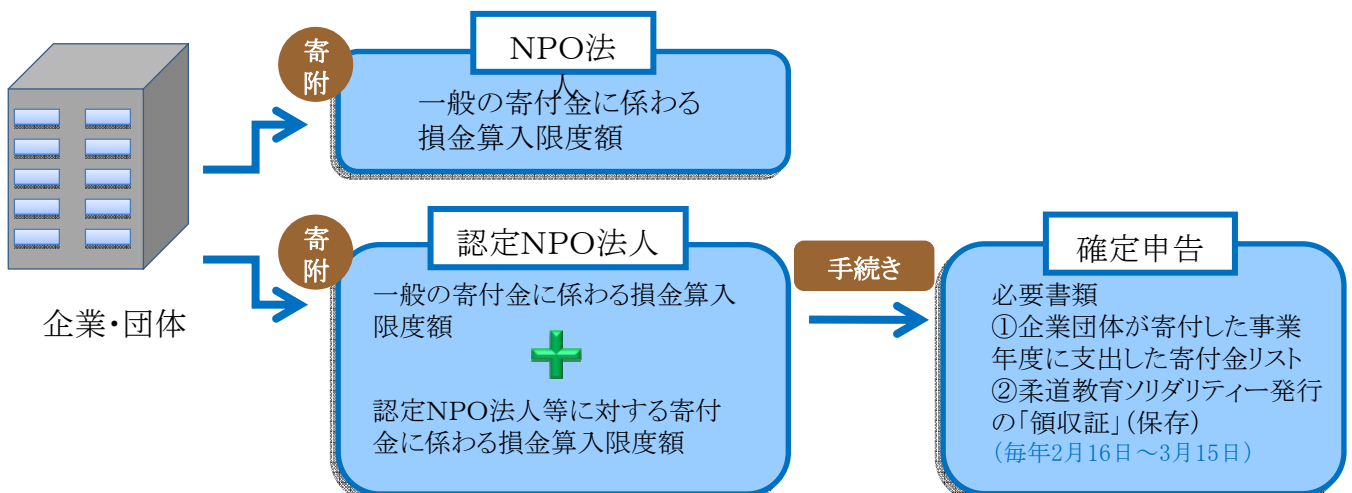


企業・団体からの寄付について

法人税(国税)の算定において、認定NPO法人に対する寄付金(特定公益増進法人に対する寄付金を含む)は、一般の寄付金に係わる損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が設けられています。つまり、最大で通常の2倍の寄付が損金算入できます。

控除申請の手続き

優遇措置を受けるためには、確定申告書に所要事項を記載の上、企業・団体が寄付をした事業年度に支出した寄付金のリスト(明細書)を添付し、柔道教育ソリダリティーが発行した「領収書」は、保存して下さい。



相続・遺贈の寄付について

相続または遺贈により財産を取得した方がその財産を寄付する場合は相続税（国税）の申告期限までに、認定NPO法人に対して贈与をした場合には、贈与した財産は、相続税の課税価格に算入されません。但し、一定の場合には認められません。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

控除申請の手続き

この優遇措置を受けるためには、相続税の申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

- ① 寄付した相続財産のリスト（明細書）
- ② 柔道教育ソリダリティーが発行する所要事項の記載された領収書

なお、相続・遺贈の寄付を頂ける場合は、事前にご連絡ください。

※注意

寄付金お振込みの際、お手許に残る「払込票兼受領書」等の控えは大切に保管してください。紛失などによる領収証の再発行はいたしかねます。申告時まで大切に保管してください。「領収証」の宛先は、お申込者名とさせていただきます。

※寄付者の氏名、または名称が明らかでない寄付金は、寄付者についての確認（寄付者の特定）が出来ない寄付金となります。寄付者を特定するためには、少なくとも氏名のほか、住所、または電話番号が必要になります。

※例えば口座振り込みによる寄付金で氏名がわからない場合には、寄付者が特定されているとは言えず、寄付者の氏名または名称が明らかでない寄付金に該当してしまい、寄付金控除が受けられません。

詳しくは<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm> (国税局ウェブサイト)をご参照ください。



認定NPO法人 柔道教育ソリダリティー

URL: <http://www.npo-jks.jp>

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目1117 東海大学 体育学部武道学科 第5研究室
TEL: 0463-58-1211 (内線3524) FAX: 0463-50-2230
メール: judo3524@keyaki.cc.u-tokai.ac.jp
ホームページ: <http://www.npo-jks.jp>